

1. 会合名	証券受渡・決済制度改革懇談会（第 32 回）（書面）
2. 日 時	平成 26 年 11 月 18 日（火）
3. 議 案	（審議事項） 1. 「国債取引の決済期間の短縮（T + 1）化に向けたグランドデザイン」について 2. 「総株主通知等の請求・情報提供請求における正当な理由についての解釈指針」の一部改正について
4. 主な内容	（審議事項） 1. 「国債取引の決済期間の短縮（T + 1）化に向けたグランドデザイン」について 本懇談会の下部機関である「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（以下「WG」という。）では、国債取引のアウトライト取引の T + 1 化（G C レポ取引 T + 0 化）の実現に向けた課題の整理、枠組みの検討を進め、市場関係者における対応方針、対応負担感等の全体像について、「国債取引の決済期間の短縮（T + 1）化に向けたグランドデザイン（暫定版）」として取りまとめたところである。 その後、WG では、グランドデザイン（暫定版）に関するパブリック・コメント及びWG等を通じた市場参加者との対話を踏まえ、T + 1 化対応方針等の更なるブラッシュアップを行うとともに、グランドデザイン（暫定版）策定時点では検討途上であった G C レポ取引の T + 0 化等の論点に係る対応方針の絞り込み等を行い、その検討内容を「国債取引の決済期間の短縮（T + 1）化に向けたグランドデザイン」として取りまとめたところである。 以上を踏まえ、同グランドデザインについて本懇談会で審議を行った結果、原案どおり了承された。 2. 「総株主通知等の請求・情報提供請求における正当な理由についての解釈指針」の一部改正について 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 45 号）により、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」という。）及び「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」という。）が改正され、投信法に基づき投資法人が発行する新投資口予約権については振替法の適用を受けることとなり、振替法第 247 条の 3 において、「正当な理由」が

ある場合は総新投資口予約権者通知を請求することができるとされている。

一方、振替株式等の発行会社が総株主通知等を請求する際の「正当な理由」の具体的内容については、法令上の定めがないことからその解釈を明確にするため、「総株主通知等の請求・情報提供請求における正当な理由についての解釈指針」（以下「本指針」という。）が作成され、平成 19 年 5 月 22 日開催の本懇談会において了承され、広く周知が図られている。

以上のとおり、新投資口予約権が振替法の適用を受けることから、関係者で協議のうえ、新投資口予約権を本指針の適用対象に加えることとなり、本指針の一部改正について、本懇談会において審議を行った結果、原案どおり了承された。

以 上